

東京都立海上公園（葛西海浜公園）

指定管理者特記仕様書

第1 管理運営について

葛西海浜公園は、荒川並びに江戸川の下流域から沖海側に発達した広大な高洲・三枚洲をとりいれ、干潟の持つ水質浄化機能の確保や生物の回復をすすめることを主眼に設置されたもので、海上公園構想の原点となる公園である。

また、この公園では自然環境や貴重な干潟の保全機能の確保のみならず、昭和40年代当時、海と都民との関係が極めて希薄になっていた状況をふまえて、水際に直接近づくことができるように、また、幅広い都民が海辺のレクリエーションを楽しめるようにも計画された。

人工なぎさは、これを具体化したものであり、西なぎさ、東なぎさの二つの導流堤は、この地域のあり方を秩序ある形とするために、また、“自然”と“公園利用”の関係をゾーニングという形で分けする意味を持っている。

西なぎさは、北側で葛西臨海公園（東京都建設局所管）と橋梁（渚橋）により結ばれ、人の行き来が自由で、手軽に海の展望や水遊び、潮干狩りなどができる。

東なぎさは、野鳥のサンクチュアリとして、自然の環境変化のまま推移させており、人の立入は原則として禁止されている。

管理に当たっては、広大な三枚洲の自然の保持、人工なぎさのそれぞれの性格を踏まえた海独特の取組が必要であり、特に、人の出入りが自由な西なぎさでは、広い砂浜と広大な海を活かした他にはない魅力を引き出し、東京の名所の一つとして振興していくことが重要である。

第2 公園の概要

1 公園概要

種別	名称	開園面積（㎡）		所在地
		陸域	水域	
海浜公園	東京都立葛西海浜公園	陸域	2,784.33	東京都江戸川区臨海町六丁目
		水域	4,114,688.68	〃 臨海町六丁目地先
		計	4,117,473.01	

※公園の詳細については、別紙1「公園平面図」を参照すること。

2 施設概要

管理所	駐車場	食堂・売店	主要公園施設（抜粋）
サービスセンター 延床面積 605.4 m ²	—	—	便所 2 シェルター 1 渚橋 1 係船施設 1 灯浮標 18 標識灯 9

※公園施設の詳細については、別紙2「公園施設一覧」を参照すること。

第3 管理事務所

本公園における管理事務所及び倉庫は以下のとおり。

- ・管理事務所 1棟 （2階建・延床面積 605.4 m²）
- ・倉庫 1棟 （平屋建・延床面積 194.15 m²）
- ・西なぎさ内案内所 1棟（平屋建・延床面積 22.71 m²）

第4 無料施設

本公園の保全水域である高洲、三枚洲を除く主な公園施設は、以下の無料施設（利用にあたって対価を要しない施設で、施設の開錠・施錠等特別の管理業務を要する施設）のみ。

- ・西なぎさ（延長約 830 m）
広場
バーベキューのできる広場
- ・渚橋（長さ 152 m、幅員 8.7 m）
- ・東なぎさ（延長約 770 m）
- ・旧海上バス待合所、旧海上バス乗り場
- ・水路（約 2100 m×約 50 m）

無料施設の運営に当たっては、次の基準と考え方によるものとする。

（1）利用等

- ア 都民等の利用に当たっては、平等かつ公平な取扱をしなければならない。
- イ 一般開放公園であり、休園日はない。開園時間等は、施設の取扱要綱等によるものとする。
- ウ 1月1日は「初日の出開園」のため、午前6時に開園するものとする

（2）施設の特性等

ア 広場

一般開放の広場とするが、海風を活かしたスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる。取扱いについては、「葛西海浜公園「海風の広場」の取扱いについて」によるものとする。

イ バーベキュー

直火を使わない等の制限のもと、バーベキュー利用を認めている。

ウ 東なぎさ

環境保全のため原則として立入禁止区域とする。

第5 その他

1 ラムサール条約湿地としての普及啓発

干潟の重要性、回復しつつある東京の海の自然等について、国内外への積極的な普及啓発に取り組むものとする。また、その際には、幅広い参加・交流・連携にも配慮するものとする。

2 協働事業の推進

(1) 「社会貢献活動団体との協働マニュアル」(東京都生活文化局 平成14年3月)の趣旨に則り、都民サービスの向上に向け協働事業を推進することとする。

(2) 海苔の養殖や稚貝の放流、あるいは子供たちが海で遊ぶ際の危険の回避等、地域に根差した活動実績や知見を有するNPO法人等の団体と協働で団体の創意性等を活かし、環境の保全と利用が調和した葛西海浜公園の特性を活かした事業を推進することとする。

また、葛西海浜公園内の干潟(高洲・三枚洲)は、東京湾でも数少ない干潟の一つであり、保全の必要から水域を海上公園区域に設定している。この広大な干潟の機能や実態については、各種調査が行われており、引き続き東京都と連携して、大学などの研究調査を誘導していくこととする。

(3) 砂浜の広さや海風を活かして「海風の広場」においてスポーツカイトの無料体験会を競技団体と協働で行っているが、これらにとどまらず、都民等の有する専門性、創意性等を活性化に活かすことができるよう、協働事業を推進することとする。

(4) その他、公園内で行われるボランティア活動については、趣旨の的確性を確認し、十分な連携と調整を行うものとする。(砂浜のクリーンアップや東なぎさのごみ清掃活動が、年数回行われている。)

3 海水浴体験

人工なぎさ(西なぎさ)では、「許可のない遊泳は禁止」しているが、毎年7月中旬から8月下旬までの指定する期間中は、例外として、一般の来園者が遊泳できる催し(海水浴体験)を実施することとする。

指定管理者は、期間中の海水浴体験の安全対策上必要な設営及び運営を行うことにより、来場者へ事故無く、安心・安全なサービスを提供することとする。

4 事故の防止

(1) 人工なぎさは、許可なき遊泳を禁止しているが、特に事故予防について相応の対策をとることとする。

また、アカエイやクラゲによる被害も予想されるため、海の傷害全般に対しても十分な対策をとることとする。

(2) 砂浜や導流堤では、何らかの理由により陥没等の異常が起きることがある。早期発見や初動対応に万全を期すこととする。

(3) 導流堤では、潮干狩りや釣りのできる場所があるが、利用に当たっては事故予防に十分な措置をとることとする。

5 巡回警備

夜間警備、園内パトロール等公園の必要性に応じて、適切な巡回警備を行うこと。業務従事者は日赤、消防署等の実施する救急救命訓練を受け、公園管理の知識等を有している者とする。

別紙5「国指定葛西沖三枚洲鳥獣保護区等範囲図」に示す範囲が都又は国による鳥獣保護区又は鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）等に基づく環境省等の管理に協力することとする。（目視によるへい死鳥獣の報告等）。